

公 示

下記のとおり、平成24年度林野庁法律顧問業務の請負者を募集します。

記

第1 事業名

平成24年度林野庁法律顧問業務

第2 事業実施の目的及び概要

1 事業実施の目的

国有林野事業に係る紛争の未然防止及び早期解決を目的としています。

2 事業の概要

国有林野事業に係る法律上の問題等について、専門的な立場から林野庁に対して指導及び助言を行っていただきます。

第3 参加資格

本業務に応募できる者は、次のすべてに該当する者としします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当します。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有している者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定された資格を有する弁護士であること。

第4 業務請負者の選定方法

「平成24年度林野庁法律顧問業務に係る企画競争応募要領」に基づき、企画提案や書類(見積書、提出者の概要等)について審査を行い、業務請負契約候補者を1者選定します。

第5 契約条項を示す場所、企画競争資料を交付する場所及び日時

- (1) 場所：林野庁業務課国有林野管理室(北別館8階 ドア番号「北805」)
- (2) 日時：平成24年2月3日～平成24年3月2日(ただし、行政機関の休日を除く。) 10時～12時及び13時～17時

第6 書類の提出期限及び提出先(問い合わせ先)

- (1) 提出期限 平成24年3月9日(金)
- (2) 提出先 林野庁国有林野部業務課国有林野管理室 企画官(鈴木)

第7 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画等は、無効とします。

第8 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書(企画競争応募要領等)によります。

以上、公示します。

平成24年2月3日

支出負担行為担当官
林野庁長官 皆川 芳嗣

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当庁のホームページ(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/index.html)をご覧ください。